

仮称練馬区立西大泉二丁目公園・仮称練馬区立下石神井三丁目公園
基本計画策定支援委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「仮称練馬区立西大泉二丁目公園・仮称練馬区立下石神井三丁目公園基本計画策定支援委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 仮称練馬区立西大泉二丁目公園・仮称練馬区立下石神井三丁目公園
基本計画策定支援委託
- (2) 履行期間 契約確定日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
※次年度以降、区において引き続き業務委託の必要があると認めた場合、かつ、
成績が優秀であると評価された場合に限り、最長 2 年（更新 1 回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 委託箇所 ① 仮称練馬区立西大泉二丁目公園
(所在地) 練馬区西大泉二丁目 16 番地内 (面積) 8310.48m²
② 仮称練馬区立下石神井三丁目公園
(所在地) 練馬区下石神井三丁目 6 番地内 (面積) 7148.08m²
- (4) 業務内容 仕様書（別紙 1）による。
- (5) 概算経費 4,950,000 円（税込）（令和 8 年度分）
※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

下記の各条件をすべて満たすこと。

- (1) 公園の基本計画または公園の設計業務等において、ワークショップ等の住民参加型手法を用いた合意形成支援に関する業務実績を有すること。
- (2) 公園における賑わいの創出、市民活動、清掃等の管理活動に取り組む、地域住民を主体とした組織の立ち上げまたは運営支援に関する業務実績を有すること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和8年8月14日（金）
参加表明期間	令和8年8月14日（金）～令和8年8月27日（木）
質問受付期間	令和8年8月14日（金）～令和8年8月27日（木）
質問回答日	令和8年9月4日（金）まで
提案書類受付期間	令和8年8月14日（月）～令和8年9月16日（水）
一次審査 結果通知	令和8年10月6日（火）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年10月14日（水）
二次審査 結果通知	令和8年10月19日（月）

4-2 応募方法

参加を希望する者は、参加表明書等を下記のとおり提出すること。

なお、JVとして申し込む場合は、協定書（自由書式）を併せて提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年8月14日（金）～令和8年8月27日（木）
午前9時から午後5時
※土日祝日を除く開庁日のみ受け付ける。
- (2) 提出方法 事前に必ず連絡の上、提出場所に持参すること。
- (3) 提出場所 練馬区役所本庁舎14階 土木部 道路公園課 公園整備担当係
- (4) 提出書類 「4-3 提出書類（1）参加表明書等」のとおり

4-3 提出書類

参加を希望する者は、つぎの書類を提出すること。

(1) 参加表明書等

番号	提出書類	提出部数	
		原本	写し
1	参加表明書【様式1】	1	7
2	業務実績【様式3-1】 過去10年間における、以下の受託実績（各5件まで） ① 公園の基本計画または公園の設計業務等において、ワークショップ等の住民参加型手法を用いた合意形成支援に関する業務実績 ② 公園における賑わいの創出、市民活動、清掃等の管理活動に取り組む、地域住民を主体とした組織の立ち上げまたは運営支援に関する業務実績 ※URLまたは契約書表紙の写しを添付すること。	1	7
3	業務実施体制 ・予定技術者の経歴等【様式3-2】 ※URLまたは契約書表紙の写し、および実施体制がわかるものの写しを添付すること。（様式3-1と重複するものは不要。） ・業務実施体制【様式3-3】	1	7
4	見積書（見積内訳を含む）	1	7
5	会社概要（JVの場合は各社） ・財務情報等【様式4】 ・経営年数、会社組織図等（任意様式、A4縦）	1	—
6	法人税・法人事業税および消費税の納付を証明する書類 （写し可・JVの場合は各社）	1	—
7	登記簿謄本等、練馬区内に本店を有することを証する公的な書類 ※該当する者のみ	1	—

(2) 提案書

- ア 受付期間 令和8年8月14日(月)～令和8年9月16日(水)
午前9時から午後5時まで
※土日祝日を除く開庁日のみ受け付ける。
- イ 提出方法 事前に必ず連絡の上、提出場所に持参すること（郵送は不可とする）
- ウ 提出場所 練馬区役所本庁舎14階 土木部 道路公園課 公園整備担当係
- エ 提出部数 7部
- オ 様式

- ・ 様式は自由とする。ただし、表紙および目次を付けること。
- ・ 原則A3判とする。(表紙および目次を除く。片袖折り、両面印刷不可)
- ・ 文字の大きさは、11ポイントを原則とする。
- ・ 表紙および目次を除き5枚程度とする。
- ・ 適宜インデックスを付け、各ページ下部中央にページ番号を記載すること。なお、表紙および目次はページ番号に算入しない。

カ 提案書作成の留意事項

- ・ 公園は、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションおよび大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする日常的な都市インフラであり、高齢者から子どもたち、障害のある方もない方も、誰もが楽しめることが不可欠である。
- ・ 公園の整備にとどまらず、将来にわたり地域住民に愛され親しまれる公園づくりを進めることが求められる。
- ・ 区ではワークショップ形式等による検討を想定しているが、他の方策を取り入れることを妨げない。
- ・ 当該公園は、令和9年度に基本計画を策定し、令和10年度に基本設計、令和11年度に実施設計を行う予定である。
- ・ 本募集に係る契約は、令和8年度のみを想定しているが、提案内容については、令和8～9年度の事業内容を対象とすること。なお、令和10年度以降を見据えた提案を含めること。

キ 記載内容

(ア) 実施方針

本委託の仕様書における目的を踏まえ、基本的な姿勢および公園の立地特性等を考慮した具体的な特色等を記載すること。

(イ) 業務実施体制

本委託を請け負う上での業務計画および実施体制を記載すること。

(ウ) 提案内容

① 基本計画の提案

- ・ 本業務の目的および公園の特性を踏まえ、意見把握および合意形成等のための手法について、基本的な考え方、具体的な内容、その手法を選択した理由等を示すこと。
- ・ 多様な参加者が関与しやすいよう配慮するとともに、意見を引き出し、整理・共有するための方法やその考え方等を示すこと。
- ・ 得られた意見等の整理・活用の考え方と、基本計画への反映プロセスおよび進め方を示すこと。

なお、手法は特定の方法に限定せず、目的の達成に資する効果的な手法を自由に提案すること。

② 協働による整備・管理の体制構築支援

- ・ 管理運営団体等の具体的な設立プロセスを示すこと。（全体の流れ、段階ごとの取り組み内容、関係者の整理、メンバーの募集方法、役割分担、合意形成等）
- ・ 協働体制構築後、継続的に団体を管理・運営するための仕組みづくりの考え方を示すこと。（運営負担の軽減、参画促進、自主財源確保、民間活力導入（Park-PFI等）等）

ク その他

提案書の作成に必要な資料は、参加表明者に別途貸与する。貸与した資料は、提案書または参加辞退届の提出時に区に返却すること。

（３） 注意事項

- ・ 受付期間後の提案書・参加表明書の差し替えおよび再提出は認めない。

4－4 質問回答

募集に関する質問は質問票（任意様式）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- （１） 質問期間 令和８年８月14日（金）～令和８年８月27日（木）
※参加申込のない者からの質問および期限を過ぎた質問は受け付けない。
- （２） 質問方法 電子メール
- （３） 担当部署 練馬区 土木部 道路公園課 公園整備担当係
（電子メール）DOUROKOUEN13@city.nerima.tokyo.jp
- （４） 回答方法 令和８年９月４日（金）までに、参加申込者全員（辞退者を除く）に質問者の情報を伏せて電子メールで回答する。

4－5 辞退

参加申込後の辞退については、参加辞退届【様式２】を令和８年９月16日（水）午後５時（時間厳守）までに、練馬区土木部道路公園課公園整備担当係へ持参すること。

4－6 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に３者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和８年10月６日（火）（予定）までに、電子メールまたは書面により通知する。

4－7 二次審査

一次審査を通過した者について、令和８年10月14日（水）（予定）に、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、一次審査、二次審査の合計点が最も高い者を受託候補者とする。

選考時間は１者当たり40分（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）とする。（スクリーンまたはプロジェクターの使用を希望する場合は事前に申し出ること。）

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、本件仕様書に定める主任技術者を含

めた3名以内とする。

審査結果は令和8年10月19日(月)(予定)までに電子メールまたは書面により通知する。

4-8 評価項目

評価項目については下表のとおり。

(1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	・ 事業効率の状況 ・ 資金力の有無 ・ 借入金の返済能力の有無 ・ 経営の安全性
業務実績	下記の各条件に該当する実績件数をそれぞれ計上するものとする。なお、同一の実績が複数の条件に該当する場合は、それぞれの条件について計上する。 ① 公園の基本計画または公園の設計業務等において、ワークショップ等の住民参加型手法を用いた合意形成支援に関する業務実績 ② 公園における賑わいの創出、市民活動、清掃等の管理活動に取り組む、地域住民を主体とした組織の立ち上げまたは運営支援に関する業務実績
実施体制	・ 要員配置の妥当性 ・ 主任技術者の業務実績（公共事業の住民協働に関する業務実績が5年以上ある）
見積価格	・ 見積価格の妥当性
区内事業者である	・ 練馬区内に本店を有する

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
受託への意欲・熱意	・ 具体的で独創的な提案の有無
業務実施方針・ 提案内容	・ 委託目的との整合性 ・ 業務内容の理解度 ・ 提案内容の的確性 ・ 提案内容の具体性 ・ スケジュールの妥当性
業務実施方針および 提案内容の説明 (プレゼンテーション)	・ 業務の内容を十分に理解しているか ・ 説明要領は、簡潔明瞭で説得力があったか ・ 業務に対する熱意は感じられたか
対応力 (質疑応答)	・ 質問内容を的確に把握して答えているか ・ わかりやすく、親しみが持て、業務に対する熱意が伝わる応答態度であるか ・ 回答しにくい質問であっても、適切な方向へ導いていこうという姿勢がみられるか
事業者の安定性・継続性	一次審査の結果を引き継ぐ
業務実績	
実施体制	
見積価格	
区内事業者である	

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受ける等により参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のことを新たに受託候補者として選定することができる。

J Vの場合は構成員のいずれかが上記に当てはまる場合、同様の措置をとるものとする。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙2）に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時

点で失格とする。

- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 問い合わせ先・担当

練馬区 土木部 道路公園課 公園整備担当係 高島・小高・星野

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎14階

(電話) 03-5984-1469 (FAX) 03-5984-1224

(電子メール) DOUROKOUEN13@city.nerima.tokyo.jp